

特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の設置

令和 4 年 1 0 月 1 2 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所の監視・評価に係る体制について、既存の特定原子力施設監視・評価検討会（以下「監視・評価検討会」という。）に加えて、実施計画の審査等技術的な課題を議論するための特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合（以下「1 F 技術会合」という。）を設置することの了承について諮るものである。

2. 背景

監視・評価検討会においては、現在、中期的リスクの低減目標マップ¹（以下「リスクマップ」という。）の進捗の監視のみならず、実施計画の審査・検査やトラブル事案等多岐に渡る課題を取り扱っている。このうち審査に関する課題としては、昨年 9 月の 1 F 耐震要求再整理²を踏まえた耐震性の評価や高線量廃棄物の処理・保管に伴う閉じ込め機能の評価など技術的な議論に長時間を要している案件が増加しているところ、これらに遅滞なく対応するための取り組みが必要となっている。

このような状況を踏まえ、第 102 回監視・評価検討会（本年 9 月 1 2 日開催）において外部専門家や東京電力から、「審査案件で論点が出てきた場合のマネージメントの仕方」や「規制・被規制者の意見を深掘りし、技術的な論点を整理していくプロセス」について検討・改善するよう意見があった。また、第 39 回原子力規制委員会（本年 9 月 2 1 日開催）等においても、更田委員長（当時）から、実施計画の審査など技術的な課題を十分に議論できる体制を検討するよう指摘があった。

以上のことから、技術的な課題に係る議論を公開で行う体制を新たに構築し、東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価をより効果的・効率的に実施することとする。

3. 今後の体制（委員会了承事項）

（1）見直しの方向性

昨年設置した多核種除去設備等処理水の処分に係る実施計画に関する審査会合は、公開の場において規制基準への適合性に関する技術的な議論が十分でき、またその審査状況を定期的に監視・評価検討会に説明することで関係者等への情報発信等も適切に行うことができた。

この実績を踏まえ、上記の審査会合と同様な形式で 1 F 技術会合を設置する

¹ 「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)」令和4年3月9日原子力規制委員会了承

² 令和3年度第30回原子力規制委員会（令和3年9月8日開催）資料2「令和3年2月13日の福島県沖の地震を踏まえた東京電力福島第一原子力発電所の耐震設計における地震動とその適用の考え方（2回目）」

とともに上記の審査会合を吸収し、今後は、1 F 技術会合において、実施計画の審査を含め技術的な課題を議論する。

なお、監視・評価検討会については、引き続き、リスクマップの策定・改定に向けた方針の検討やリスクマップに基づく東京電力のリスク低減活動の監視を中心に中長期的な安全確保について監視・評価していく。

(2) 1 F 技術会合の構成メンバー

1 F 技術会合は、主に規制基準への適合性の確認やそれに必要な技術的な裏付けデータの確認など規制行為そのものに該当するため、原子力規制庁が開催し、原子力規制庁の関係する職員（東京電力福島第一原子力発電所事故対策室の職員等）が参加するとともに、必要に応じて原子力規制委員会委員も参加する。また、技術的な課題の内容によっては、必要に応じて外部専門家に意見を求める。構成メンバー案は別紙のとおり。

(3) 1 F 技術会合の検討内容及び進め方

東京電力福島第一原子力発電所の実施計画の審査については、廃炉作業等を着実かつ速やかに進めるため、複数の案件を同時並行で、迅速に審査する必要があることから、引き続き、面談における確認を基本とするが、主要な技術的な課題に係るものなど公開で議論する必要がある案件は、1 F 技術会合で議論する。具体的には、原子力規制委員会が東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業等の安全確保のあり方に積極的に関与していくこととしていることも勘案し、

①申請された実施計画のうち施設・設備の基本設計ないし基本的設計方針の変更に係る案件や被ばくリスクが高い施設・設備の詳細設計に係る案件（ただし、前例や類似例がある案件は除く。）

②今後申請される実施計画であって①と同程度の技術的な課題を議論する必要がある案件

③その他規制要求等に係る技術的な課題を議論する必要がある案件などを取り扱うこととする。

1 F 技術会合は、規制・被規制者が参加し、技術的な課題に対する事業者の考え方や対応方針等を聴取しながら検討を進める。また、1 F 技術会合の状況は、定期的に監視・評価検討会に情報共有する。

「特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合」 構成メンバー

(敬称略)

<原子力規制庁>

もりした 森下	やすし 泰	長官官房審議官	
たけうち 竹内	じゅん 淳	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	
しぶたに 澁谷	ともき 朝紀	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	企画調査官
いわなが 岩永	こうへい 宏平	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	企画調査官
まさおか 正岡	ひであき 秀章	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	企画調査官
おおつじ 大辻	あやこ 絢子	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	管理官補佐
あらい 新井	たくろう 拓朗	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	安全審査官
しおからまつ 塩唐松	まさき 正樹	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	審査係長

その他東京電力福島第一原子力発電所事故対策室職員や関係課室職員

- 注1 技術的な課題の内容や議論に必要な専門性等を踏まえ、適切な原子力規制庁職員が参加する。また、必要に応じて原子力規制委員会委員も参加する。
- 注2 技術的な課題の内容によっては、必要に応じて外部専門家に意見を求める。
- 注3 構成メンバーは適宜見直す。

令和4年10月現在

1 F 技術会合において取り扱う案件

現時点で、想定している案件は以下のとおり。

- ①申請された実施計画のうち施設・設備の基本設計ないし基本的設計方針の変更に係る案件や被ばくリスクが高い施設・設備の詳細設計に係る案件（ただし、前例や類似例がある案件は除く。）
 - スラリー安定化処理設備の設置
 - ALPS処理水の処分に関する保安措置（運用体制の整備及び測定・評価対象核種の選定等）（今後、申請される見込み）
- ②今後申請される実施計画であって①と同程度の技術的な課題を議論する必要がある案件
 - ゼオライト土嚢等の回収・処理設備の設置
- ③その他規制要求等に係る技術的な課題を議論する必要がある案件
 - 耐震クラス分類と地震動の適用の考え方
 - 地すべりの可能性の検討（参考2を参照）

※本ページは令和4年10月12日の原子力規制委員会資料には含まれておりません。

令和4年9月21日第39回原子力規制委員会議事録（抜粋）

○石渡委員

ちょっとお時間を頂いてお話ししたいのですが、今年の4月8日に、私、福島第一原子力発電所、東京電力のですね、の視察を行いまして、このときに例の地震計の不適切な設置とかが明らかになったわけですが、その視察の下調べをする中で、福島第一がある地域の地質図というのが公表されておりまして、これはもう平成6年、今からもう28年前に出版されたもので、これは誰でも自由にウェブサイトダウンロードして見ることができる、あるいは印刷することができるものですが、これに福島第一原子力発電所のすぐ南側、距離にして敷地の南から大体500mぐらい南へ行っただころに、直径が1kmぐらいの地滑りが示されているというのを見つけまして、これについては、ちょっと関心を持って、実際に福島第一の視察に行ったときに、ちょうど敷地の南の端のところの高台がありますので、そこに上って、地滑りかどうかという点を観察しようと思っただころに上ったのですが、残念ながら、その地域というのは、地滑りがある地域というのはもう既に地形が全然変わってしまっただころは、いわゆる中間貯蔵施設ですか、あれを作るための工事をやっただころを削ってしまっただころで、元の地形が残っていないと。見てもよく分からなかつたということがございまして。それで、確認がでなかつたので、その後、昔の航空写真とか地図とか、そういうもので東京電力に、こういう地滑りの指摘が昔にされているので、これが事実なのかどうかということ、昔の資料を調べてほしいというようなことをお伝えしました。情報収集を行ってくださいということをお願いしたわけですが、その後、東京電力の方としてもある程度は調査をされまして、いろいろな資料が集まっただころで、やはりこれについては、どうもほかの場所にも同じ高さの段丘面ですね、福島第一というのは大体30mの高さの段丘面を削って作った発電所でありまして、今、要するに、ALPS処理水のタンクが並んでるところというのが正にその30mの高台になるのですね。あれと同じ高さの面が、どうも地滑りを起こしている場所がほかにもあるかもしれないというようなことで、やはりこれは公開の席上できちんとそれについて調べていただいた結果を出していただいて、議論をする必要があるのではないかと考えるに至りました。これについて、委員の方々の御意見を伺えればと思います。以上です。

※本ページは令和4年10月12日の原子力規制委員会資料には含まれておりません。